

## **[事案 2022-201] 損害賠償請求**

・令和5年8月21日 和解成立

### **<事案の概要>**

代理店の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年8月に白内障により水晶体再建術を受けたため、平成24年10月に代理店を通じて契約した養老保険の医療特約にもとづき手術給付金を請求したところ、診断書に入院期間が記載されていなかったため、給付金が支払われなかった。しかし、診断書取得前に代理店へ支払可否を問い合わせた際、日帰り入院は支払対象との誤説明を受けたため診断書を取得したことから、保険会社から支払われた診断書取得費用相当額と実際に支払った診断書取得費用の差額を損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本特約は、手術給付金の支払要件のひとつとして、入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術であることを要するが、本件では診断書に入院期間の証明がなく、申立人が手術を受けた病院には入院病床もないため、本手術は外来による手術と判断した。
- (2) 代理店は、申立人からの問い合わせに対し、「日帰り入院は支払対象」と説明したが、その説明内容に誤りはない。また、申立人は当社コールセンターにも診断書の取得前に問い合わせを行っているが、担当者は「日帰り入院であれば支払対象であるが、外来手術であれば支払対象外」と説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求についての問い合わせ状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。